

第2節 廃棄物の適正処理の推進

第1項 一般廃棄物の適正処理

1 一般廃棄物処理の現状

家庭等から出されるごみやし尿などの一般廃棄物を衛生的に処理することは、私たちの生活環境を守り、公衆衛生の向上を図る上で大変重要です。

一般廃棄物の処理は、市町村が計画（一般廃棄物処理計画）を定めて、その計画に基づいて行っています。県では、市町村における一般廃棄物の処理が、適正に安定して行えるよう支援しています。

(1) し尿処理の状況

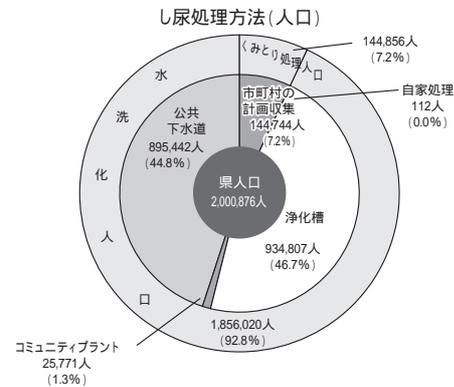
し尿は、下水道終末処理施設やし尿処理施設、浄化槽などで処理されています。平成23年度の県内におけるし尿の総排出量は、約126万kです。

また、県内の浄化槽の設置数は、平成24年度末で約31万4千基であり、浄化槽利用人口は、平成23年度末で約93万5千人（県内総人口に占める割合は46.7%）となっています。

一方、浄化槽全体に占める合併処理浄化槽の割合は約34.2%（107,404基）であり、生活雑排水を適切に処理し河川等の浄化を進めるためには、合併処理浄化槽の整備の促進が必要です。

平成23年度におけるし尿処理状況及び水洗化人口と浄化槽設置状況については、図2-4-2-1、表2-4-2-1に示すとおりです。

図2-4-2-1 し尿処理状況（平成23年度末）



（注）一般廃棄物処理事業実態調査（平成23年度実績）によるものです。

(2) ごみ処理の状況

平成23年度の県内におけるごみの総排出量は約788千tであり、県民1人1日当たり約1,076gとなっています。（県民1人1日当たりの内訳は、生活系ごみが約805g、事業系ごみが約271gです。）

県内の市町村におけるごみ処理施設は、粗大ごみ処理施設・資源化施設（27か所）、焼却施設（22か所）、ごみ固形化燃料施設（3施設）、高速堆肥化施設（3か所）で行われており、焼却残さ等は最終処分場（23か所）で埋立処分されています。

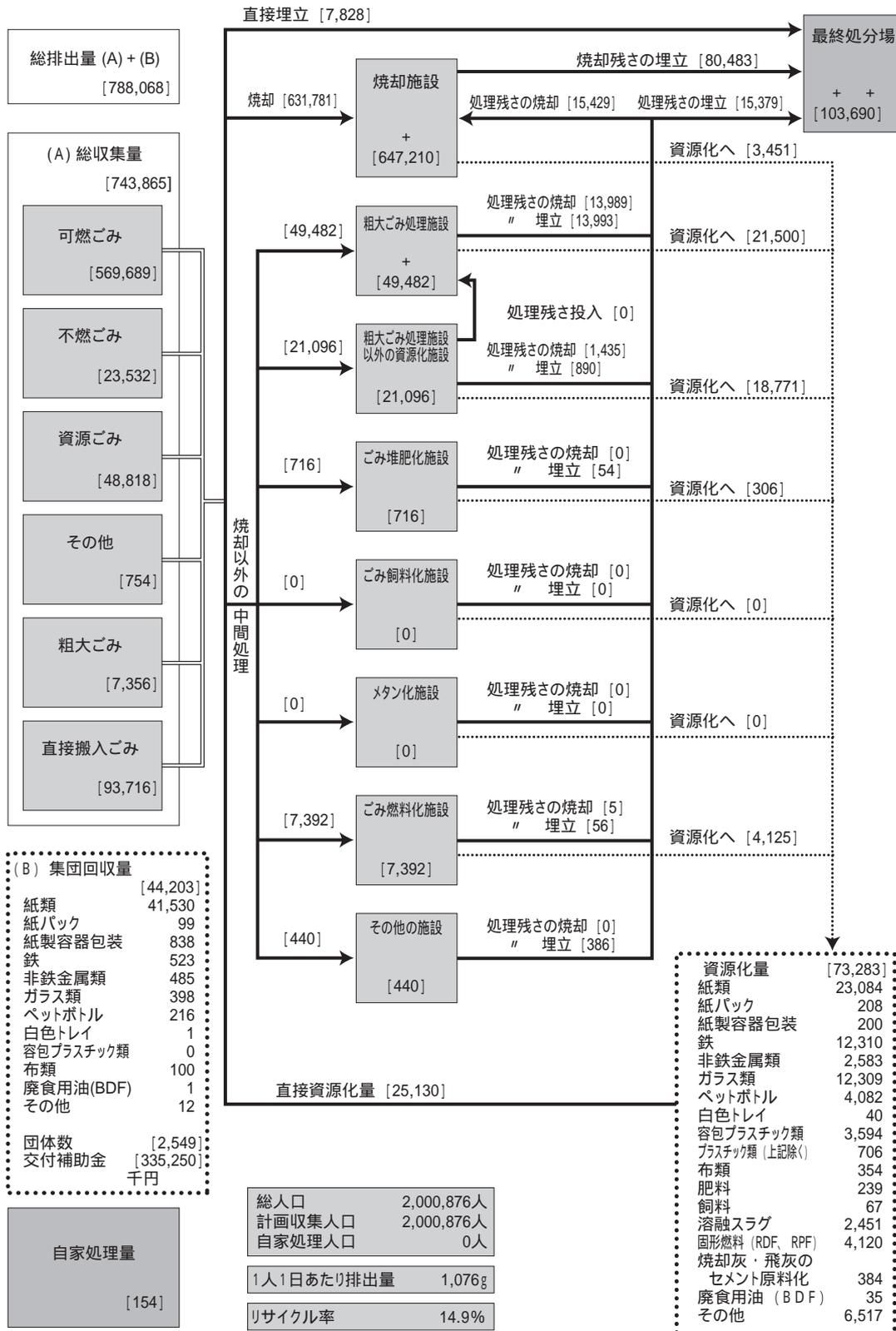
平成23年度の県内のごみ処理の状況を図2-4-2-2に示します。

なお、平成24年1月1日から本格適用された放射性物質に係る濃度限度について、県内市町村のすべての焼却施設及び最終処分場で適合しています。

表2-4-2-1 水洗化人口（平成23年度末）と浄化槽設置基数（平成24年度末）

総人口		2,000,876人	100%
水洗化人口	浄化槽	934,807人	46.7%
	下水道	895,442人	44.8%
	コミュニティプラント	25,771人	1.3%
	計	1,856,020人	92.8%
浄化槽設置基数	合併処理浄化槽	107,404基	34.2%
	単独処理浄化槽	206,665基	65.8%
	計	314,069基	

図2-4-2-2 平成23年度における県内のごみ処理の状況（単位：t）



2 一般廃棄物に関して講じた施策

(1) 一般廃棄物処理の広域処理体制の整備支援
 県内の市町村が整備する一般廃棄物処理施設について、効率性、経済性及び環境負荷の低減、さらに循環型社会形成の推進の観点から、一般廃棄物処理の広域化を進めるため、群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（広域化計画）を策定しました。
 県では本計画を実効あるものとするため、広域化ブロックごとに、順次その構成市町村を対象に、広域化処理を構築するための組織を設立できるよう調整を行っています。
 平成24年度は、主に藤岡富岡ブロックにおける調整を実施しました。

(2) 災害廃棄物の広域処理

東日本大震災の津波により生じた災害廃棄物については、その量が膨大なことから被災地のみで処理することが困難なため、被災地以外の自治体で処理を行う「広域処理支援」が求められています。
 群馬県内では、岩手県宮古地区（宮古市、岩泉町、田野畑村）の木くず等の可燃性混合物の受入処理を行っています。受け入れた災害廃棄物は受入市町村等が管理する施設において一般ごみと一緒に焼却され、生じた灰は埋め立てられます。

県内の受入支援は、1組合2市で行われてます。まず吾妻東部衛生施設組合で平成24年6月8日に受入開始となり、桐生市では9月27日、前橋市では平成25年1月22日に開始となりました。

県では岩手県と災害廃棄物処理協定を締結し、安全性を確認した廃棄物の処理を受託し、受入市町村に委託する体制を構築しました。これは、安全確認について責任を担う点で県が支援に加わるものです。その時点で既に受入処理が開始されている吾妻東部衛生施設組合は除きますが、桐生市及び前橋市についてはこの体制で受入処理を進めています。

上記1組合2市で受入処理した災害廃棄物は、平成24年度末で4,289tです。（県内の受入は平成25

年8月6日をもってすべて終了しています。総受入処理量は7,584tです。）



(3) 市町村が行う廃棄物処理施設の整備支援

循環型社会形成推進交付金制度（環境省）を活用して廃棄物処理施設を適切に整備できるよう、市町村等が施設整備のための計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、交付金を活用して施設整備をする際に、県が指導助言を行いました。

交付金の状況は表2-4-2-2のとおりです。

(4) 東日本大震災に伴う県内災害廃棄物等の処理

東日本大震災により県内においても各所でコンクリート塀や屋根瓦が倒壊したため、これらの災害廃棄物を一般廃棄物として市町村等において処理した経費について廃棄物処理法に基づき国から財政支援を受けました（事業費の1/2）。また、被災した廃棄物処理施設の復旧事業を実施しました。

災害廃棄物等の処理は、平成23年度に環境省の災害査定を受けて処理を開始し、平成23年度中に大部分の処理を完了し、平成24年度に残りの処理を行いました。

処理状況及び復旧状況は表2-4-2-3、表2-4-2-4のとおりです。

表2-4-2-2 平成24年度 廃棄物処理施設等に対する交付金の状況

(単位：千円)

事業主体	事業内容	当該年度事業費	当該年度交付金額
7	ストックヤードの整備、ごみ処理施設の改良事業等	2,029,911	824,257

高崎市、伊勢崎市、安中市、玉村町、渋川広域市町村圏振興整備組合、甘楽西部衛生施設組合、館林衛生施設組合

表2-4-2-3 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理状況（国の財政支援を受けたもの）

	実施内容	処理量	事業費
6	コンクリート塀、屋根瓦等の処理 伊勢崎市、明和町、太田市外三町広域清掃組合	3,681t	78,948千円

表2-4-2-4 東日本大震災に伴う廃棄物処理施設の復旧事業（国の財政支援を受けたもの）

事業主体	実施内容	事業費
5	ごみ処理施設の復旧等 伊勢崎市、太田市、藤岡市、東吾妻町、草津町	52,552千円

第2項 産業廃棄物の適正処理

1 産業廃棄物^{*1}処理の現状

様々な事業活動に伴って県内で排出される産業廃棄物は年間約350万tと推計されています。

産業廃棄物の処理状況は、平成24年度広域移動量調査（環境省）によると、取扱量の多い品目から、がれき類、廃プラスチック類、汚泥、木くずの順となっています。このうち、県内での中間処理^{*2}量は、

がれき類が最も多く、次いで廃プラスチック類であり、県外での中間処理量が多い品目は、汚泥、廃プラスチック類等となっています。一方、最終処分（埋立）については、県内処理は、がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類が多く、県外処理は、廃プラスチック類のほか、汚泥、ガラスくず等が多くなっています。

表2-4-2-5 県内発生産業廃棄物の広域移動量（品目ごと）（平成23年度実績）

産業廃棄物の種類	取扱量(千t)	県内処理(千t)		県外処理(千t)	
		中間処理	最終処分	中間処理	最終処分
燃 え 殻	27	1	-	23	3
汚 泥	522	56	1	458	7
廃 油	65	42	-	23	-
廃 酸	23	1	-	22	-
廃 アルカリ	19	2	-	17	-
廃 プラスチック類	278	100	7	94	77
紙 く ず	13	4	-	8	1
木 く ず	229	198	-	31	0
織 維 く ず	3	1	-	2	0
動植物性残さ	68	55	-	13	-
動物系固形不要物	0	0	-	0	-
ゴ ム く ず	0	0	0	0	0
金 属 く ず	60	46	0	13	1
ガ ラ ス く ず 等	151	83	8	54	6
鋳 さ い	30	1	5	24	0
が れ き 類	1,233	1,138	12	80	3
動物のふん尿	10	10	-	0	-
動物の死体	2	2	-	0	-
ば い じ ん	15	1	1	11	2
そ の 他	37	8	-	20	9
計	2,785	1,750	35	893	109

(注)1 全国の処分実績報告を元に作成した広域移動量調査（環境省）から抜粋したものです。

(注)2 0は500t未満であり、-は該当なしを表しています。

(注)3 特別管理産業廃棄物是对应する産業廃棄物として集計しています。ただし、感染性廃棄物は「その他」に含まれています。

(注)4 各項目量は四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

^{*1}産業廃棄物：廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるものを産業廃棄物といい、20種類が定められています。

^{*2}中間処理：産業廃棄物を埋立処分する前に、減容化・無害化・安定化などの処理をすることをいいます。

県民生活や産業活動を維持する上で産業廃棄物処理施設の整備は不可欠ですが、生活環境への悪影響を懸念する周辺住民の反対等がある中で、新たな施設の設置は依然として難しい状況にあります。

平成22年5月に、廃棄物の適正な循環的利用の推進、排出者責任の充実、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）による適正処理の確保等

を目的として廃棄物処理法が改正され、平成23年4月から施行されています。県としては、生活環境に配慮した優良な産業廃棄物処理施設を確保するため、排出事業者や処理業者に対する指導と廃棄物処理に対する県民の信頼向上に一層努めていきます。

表2-4-2-6 県内発生産業廃棄物の広域移動量（処理先ごと）（平成23年度実績）

処理区分		総計（千t）	中間処理（千t）	最終処分（千t）
処分先地域				
県内処理		1,785	1,750	35
	茨城県	37	37	-
	栃木県	163	162	1
	埼玉県	565	565	-
	千葉県	38	27	11
	東京都	8	8	-
	神奈川県	12	12	0
ブロック内処理 計		823	810	12
ブロック外処理 計		180	82	98
	北海道・東北	144	64	80
	中部	17	13	4
	近畿	1	1	0
	中国	1	1	-
	四国	0	0	-
	九州・沖縄	17	3	14

(注)1 全国の処分実績報告を元に作成した広域移動量調査（環境省）から抜粋したものです。

(注)2 0は500t未満であり、-は該当なしを表しています。

(注)3 各項目量は四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

表2-4-2-7 産業廃棄物処理業者の状況（平成24年度末現在）

収集運搬業	産業廃棄物 処 分 業			特別管理産業廃棄物		計
	中間処理	最終処分	中間処理 最終処分	収集運搬業	処分業	
4,880	226(61)	8(3)	4(4)	469	12(5)	5,599(73)

(注) 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を重複して取得している業者がいるため、合計欄は延べ業者数です。（括弧内は前橋市及び高崎市内のみに処理施設のある許可業者数で内数。）

表2-4-2-8 産業廃棄物処理施設設置許可状況（平成24年度末現在）

産業廃棄物処理施設の種類	設置者区分		
	事業者	処理業者	計
汚泥の脱水施設 (10m ³ /日を超えるもの)	70 (9)	3 (1)	73 (10)
汚泥の乾燥施設 (機械乾燥) (10m ³ /日を超えるもの)	10 (2)	1	11 (2)
汚泥の乾燥施設 (天日乾燥) (100m ³ /日を超えるもの)	2	0	2
汚泥の焼却施設 (5m ³ /日超、200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上のもの)	4	4	8
廃油の油水分離施設 (10m ³ /日を超えるもの)	2 (1)	7 (1)	9 (2)
廃油の焼却施設 (1m ³ /日超、200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上のもの)	3 (1)	4 (1)	7 (2)
廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50m ³ /日を超えるもの)	1	0	1
廃プラスチック類の破碎施設 (5t/日を超えるもの)	1	32 (7)	33 (7)
廃プラスチック類の焼却施設 (100kg/日超又は火格子面積2m ² 以上のもの)	5	12 (2)	17 (2)
木くず又はがれき類の破碎施設 (5t/日を超えるもの)	10 (6)	172 (58)	182 (64)
有害汚泥のコンクリート固化施設 (すべてのもの)	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設 (すべてのもの)	0	0	0
シアン化合物の分解施設 (すべてのもの)	0	0	0
廃PCB等の焼却施設 (すべてのもの)	0	0	0
PCB汚染物の洗浄施設 (すべてのもの)	1	0	1
産業廃棄物の焼却施設 (200kg/時以上又は火格子面積2m ² 以上のもの)	3	18 (3)	21 (3)
中間処理施設小計	112 (19)	253 (73)	365 (92)
遮断型最終処分場	0	0	0
安定型最終処分場	4 (1)	23 (9)	27 (10)
管理型最終処分場	8 (2)	5 (2)	13 (4)
最終処分場小計	12 (3)	28 (11)	40 (14)
計	124 (22)	281 (84)	405 (106)

(注)1 廃棄物処理法に基づく設置許可(平成4年7月3日以前は設置届出)をした施設数を示します。(括弧内は前橋市及び高崎市内に設置された処理施設数で内数。)

(注)2 最終処分場については、埋立が終了しても廃止届が提出されていない施設を含みます。

(注)3 最終処分場(安定型)については、平成9年11月末日以前に設置した埋立面積3,000m²未満のものを含みません。

(注)4 木くず又はがれき類の破碎施設については届出によるものを含みます。

2 産業廃棄物に関して講じた施策

- (1) 事業者に対する廃棄物の排出者責任の啓発と適正処理指導（産業廃棄物相談員や専用ホームページによる産業廃棄物情報の提供）

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で適正に処理することが廃棄物処理法で義務づけられています。排出事業者に対して、排出者責任の啓発や適正処理に関する指導を行うため、次の事業を実施しています。

ア 産業廃棄物相談員の配置

産業廃棄物相談員を県内3か所（廃棄物・リサイクル課、西部環境森林事務所及び東部環境事務所）に配置し、県内各排出事業者に対して、廃棄物適正処理や廃棄物減量化推進等の指導と相談、情報提供を行っています。平成24年度は458事業所の訪問を実施しました。

イ 産業廃棄物専用ホームページ

廃棄物・リサイクル課ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」により、廃棄物の関係法令や処理業者に関するデータ等、廃棄物に関する各種最新情報を分かりやすく排出事業者や県民に伝えています。

・群馬県産業廃棄物情報

<http://www.gunma-sanpai.jp/index.htm>

ウ 産業廃棄物処理計画書の提出制度

廃棄物の減量等を進めるため、前年度の産業廃棄物の排出量が1,000t（特別管理産業廃棄物については50t）以上の多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画書を作成し、知事に提出することになっています。平成24年度における計画状況は、表2-4-2-9のとおりです。

表2-4-2-9 多量排出事業者の計画状況（平成24年度）

区分	事業所数	発生日標量(t)
産業廃棄物	149	1,094,215
特別管理産業廃棄物	58	93,477

(2) 処理業者に対する適正処理の監視と指導

産業廃棄物は、排出事業者が自ら適正に処理するほか、その責任において、収集運搬業・処分業許可を有する処理業者に委託して処理することとされています。

処理業者に対しては、不適正処理につながるよう

な行為が行われていないかを確認するため、毎年度、定期的に立入検査を実施しています。平成24年度は延べ283事業所に対して立入検査を実施しました。

なお、処理業者の許可状況については、表2-4-2-8及び表2-4-2-10のとおりです。

表2-4-2-10 産業廃棄物処理業者の許可状況
(平成24年度)

事業区分	新規許可	更新許可	変更許可	合計
産業廃棄物収集運搬業	252	541	58	851
産業廃棄物処分業	8	22	2	32
特別管理産業廃棄物収集運搬業	32	51	13	96
特別管理産業廃棄物処分業	0	2	0	2
計	292	616	73	981

(注) 更新許可：許可期限ごとに更新(継続)する場合。
変更許可：許可範囲の拡大等を行う場合。

(3) 優良品業者の育成と悪質業者の排除

平成22年の廃棄物処理法改正により、「優良産廃処理業者認定制度」が新たに設けられ、事業の実施に関する能力・実績が一定の基準を満たす処理業者は優良認定を受けられるようになりました。これにより、通常は5年である収集運搬業・処分業許可(以下「許可」という。)の有効期間が7年に延長され、許可更新に要する処理業者の事務負担が軽減されました。また、排出事業者にとっても、安心して廃棄物処理を委託できる優良事業者を選ぶ目安となっています。

一方で、不適正処理等により廃棄物処理法に違反したり、欠格要件に該当したりした処理業者に対しては、許可取消等の行政処分を行っています。平成24年度は10業者に対して行政処分を行いました。

(4) 廃棄物処理施設設置に関する住民理解の促進

廃棄物処理施設設置にあたり、廃棄物処理法やその他関係法令の手続を行う前段階として、事前協議制度を実施しています。この制度は、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進や廃棄物の適正処理の推進を図り、また、周辺地域の生活環境の保全や周辺施設への適正な配慮を図ることを目的としています。平成25年4月に、施設の立地規制の追加や事業計画の周知方法の改善、手続の長

期化防止策等について、制度の見直しを行いました。

また、廃棄物処理施設の構造及び維持管理等について、法令に加えて県独自の基準を定め、処理業者等にその遵守を求めています。同じく平成25年4月に、法令の基準が及ばない施設等への対象の拡大や情報公開の規定の追加などについて基準の見直しを行い、併せて廃棄物処理施設の信頼向上を図ることとしています。

なお、産業廃棄物処理施設の設置許可等の状況については、表2-4-2-8及び表2-4-2-11のとおりです。

表2-4-2-11 産業廃棄物処理施設設置許可の状況
(平成24年度)

区分	設置許可	変更許可
中間処理施設	10	1
最終処分場	2	0
計	12	1

(5) PCB廃棄物の適正処理の推進

平成13年6月に成立した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」により、トランス、コンデンサなどのポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者は、毎年度、知事に保管・処分状況を届け出る義務があり、平成23年度末現在で1,205事業所が届出をしています。

PCB廃棄物の処理については、国が専門の処理施設として日本環境安全事業(株)を設立し、本県内のものについては、北海道室蘭市にある北海道事業所において、平成20年5月から処理が行われています。

また、平成24年12月にPCBの処理期限が、「PCB特措法施行の日から起算して15年」から「平成39年3月31日まで」に改められました。

(6) 最終処分場モデル研究事業

新たな設置について理解を得ることが難しい状況にある最終処分場について、周辺住民にとって安全で安心できる施設を確保するため、最終処分場モデル研究事業として桐生市新里町地内に安定型モデル処分場が設置され、平成14年2月から稼働しています。この処分場では、許可品目以外の廃棄物が混入しないよう、県が常駐監視員を配置し、展開検査により監視しています。また、地元地区代表、事業者及び行政で組織する運営連絡協議会を定期的に開催し、開かれた施設運営の確保に努めています。

第3項 不適正処理対策

1 未然防止、早期発見、早期解決を3つの柱とした不適正処理対策の推進

- (1) 不法投棄の現状
 平成24年度に県内で新たに認知した不法投棄は59件・504tでした。
 不法投棄の大規模な事案は減少し、全体として小規模化傾向となっています。しかし、依然として後を絶たない状況です。(表2-4-2-12)
 不法投棄された廃棄物の種類では、一部の年を除き、構造物の解体に伴って発生する「がれき類」が最多となっています。(表2-4-2-13)

表2-4-2-12 不法投棄の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24
件数	153	89	52	64	35 (9)	46 (17)	78 (22) (7)	59 (25) (16)
量 (t)	1,300	597	308	234	861 (278)	656 (75)	636 (35) (34)	504 (7) (54)

平成21年度以降の括弧数値は、上段が前橋市、下段が高崎市の内数。

表2-4-2-13 不法投棄された廃棄物の種類 ()内は全体に占める割合

年度	17	18	19	20	21	22	23	24
がれき類	37 (24%)	23 (26%)	13 (25%)	13 (20%)	2 (6%)	13 (28%)	18 (23%)	12 (20%)
廃 プ ラ	25 (16%)	20 (22%)	7 (13%)	10 (16%)	3 (9%)	3 (7%)	8 (10%)	7 (12%)
木 く ず	16 (11%)	5 (6%)	6 (12%)	7 (11%)	5 (14%)	2 (4%)	8 (10%)	4 (7%)
そ の 他	75 (49%)	41 (46%)	26 (50%)	34 (53%)	25 (71%)	28 (61%)	44 (57%)	36 (61%)
合 計	153	89	52	64	35	46	78	59

平成21年度以降は中核市分を含む。

- (2) 不適正処理
 不法投棄や不法焼却、不適正保管などを総称して「不適正処理」と呼んでいます。
 平成24年度に県内で新たに認知した不適正処理は、199件・7,569tでした。(表2-4-2-14)
 不法投棄以外の不適正処理の種類では、不法焼却と不適正保管が大多数です。(表2-4-2-15)
 不法焼却については、平成13年4月から廃棄物の焼却が原則禁止となったことで、野焼きや構造基準を満たさない焼却炉による焼却が違法行為として取締りの対象になったことが大きく影響していると考えられます。

表2-4-2-14 不適正処理の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24
件数	360	270	200	280	229 (54)	186 (42)	301 (48) (117)	199 (41) (67)
量 (t)	14,572	3,838	3,876	9,741	2,392 (412)	2,755 (93)	2,129 (49) (492)	7,569 (26) (538)

平成21年度以降の括弧数値は、上段が前橋市、下段が高崎市の内数。

表2-4-2-15 不適正処理の種類（平成24年度）

区 分	件 数
不 法 投 棄	59 (30%)
不 適 正 保 管	65 (33%)
不 法 焼 却	75 (37%)
そ の 他	0 (0%)
合 計	199件

数値は前橋市、高崎市分を含む。
 () 内は全体に占める割合

(3) 不適正処理対策

県では、廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止し、また、早期に発見するとともに、発生した事案については早期に解決することにより、良好な生活環境の保全に努めています。

主な取組内容は、次のとおりです。

ア 未然防止

a 事業者に対する監視

産業廃棄物処理業者への立入検査や産業廃棄物運搬車両の路上調査を実施しています。

b 事業者や県民の意識啓発

新聞やラジオ等の各種広報媒体やチラシを活用して事業者や県民の意識啓発を図っています。平成24年度は6月と12月の廃棄物適正処理推進月間に広報車による広報啓発事業等を実施しました。

イ 早期発見

a 情報の入手

廃棄物・リサイクル課にフリーダイヤルの「産業廃棄物110番」を設置して広く県民から情報を入手しています。(平成24年度は70件)

.....
産業廃棄物110番

0120-81-5324
 フリーダイヤル ハイ ゴミ通報

また、不法投棄場所として狙われやすい山間部での業務が多い森林組合や郵便局など7機関と情報提供に関する協定を締結しています。

b パトロール

警察官OBの嘱託職員である「産業廃棄物不適正処理監視員」(通称：産廃Gメン)が、4班8名体制でパトロールを行っています。(平成24年は年間延べ1,440人・日)

また、行政機関による監視が手薄になる休日と夜間における監視の目を確保するため、民間警備会社に監視業務を委託しています。(平成24年度は年間140日)

さらに、県警の協力を得て、県警ヘリコプター「あかぎ」による空からの監視(スカイパトロール)も行っています。(平成24年度は25回)

ウ 早期解決

認知した事案に対しては、廃棄物・リサイクル課及び環境(森林)事務所の担当職員が迅速かつ綿密な調査を行った上、原因者が判明した場合は強力な是正指導を行い、現場の原状回復を図るとともに不適正行為の再発を防止しています。

エ その他

毎年6月と12月を「廃棄物適正処理推進強化月間」と定め、期間中は重点的な取組を行っています。

2 警察・市町村等関係機関との連携強化

(1) 警察との連携

ア 取締体制

警察では、悪質・巧妙化する廃棄物事犯に迅速に対応するため、生活安全部生活環境課に経済・環境事犯特別捜査係を設置し、各警察署と

連携して環境犯罪に対する取締りを積極的に推進するほか、県や市に警察官を出向・派遣し、関係機関との情報交換や共同臨場等行政と連携した活動を行っています。

また、県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイ

パトロールを定期的を実施し、目の届きにくい山間部等を上空から監視することで、不法投棄等の発見に努めています。

イ 取締重点

本県は、山間地や河川が多く、廃棄物の不法投棄が行われやすい環境にあります。

警察では、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を重点に取締りを強化しています。

また、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を図るため、関係機関に必要な情報提供を行っています。

ウ 検挙状況

平成24年度中における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反の検挙状況は、表2-4-2-16のとおりであり、平成20年度以降の推移は図2-4-2-3のとおりです。

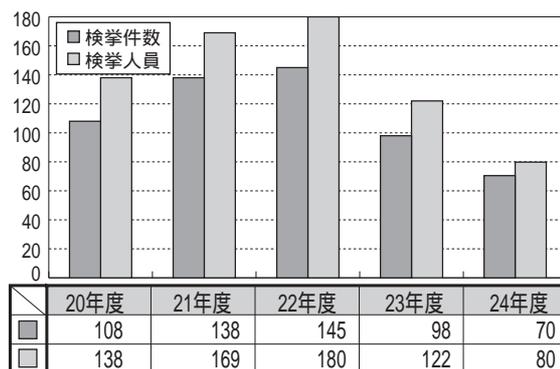
最近の特徴としては、大規模な不法投棄等は減少傾向にあります。逆に小規模な不法投棄や不法焼却が増加傾向にあります。

具体的には、家屋の解体工事に伴って排出される木くずやがれき類等の不法投棄、ビニール類の不法焼却が目立っています。また、家庭から排出される粗大ゴミ等の不法投棄、不法焼却も目につきます。

表2-4-2-16 「廃棄物処理法」違反の検挙状況

廃棄物種別	態様	件数	人員
産業廃棄物	不法投棄	2	2
	不法焼却	14	15
	違法委託・受託等	2	2
一般廃棄物	不法投棄	24	32
	不法焼却	28	29
	違法委託	0	0
合計		70	80

図2-4-2-3 「廃棄物処理法」違反検挙状況



(2) 市町村との連携

ア 市町村職員の県職員併任発令

不適正処理事案への対応を強化するために、市町村職員を群馬県職員に併任して産業廃棄物に関する立入検査権を付与しています。（平成25年5月現在、29市町村94人）

イ 不法投棄監視カメラの貸出し

市町村と連携した廃棄物不法投棄監視体制の整備・強化を図り、不法投棄の未然防止、拡大防止及び原因者の特定をするため、市町村へ不法投棄監視カメラの貸与を行っています。

(3) 連絡会議の開催

警察・市町村等関係機関の担当者を集めた連絡会議を定期的開催し、情報交換を図るとともに、広域的な事案に対しては、共同で事案に対応するなどの連携を図っています。

コラム 不法投棄は犯罪です

県内の不法投棄は、近年減少傾向にはあるものの依然として後を絶たず、中には悪質・巧妙なケースもあります。

不法投棄は自然環境を汚染し、私たちの生活環境にも悪影響を及ぼす許されない行為です。

不法投棄は法律で禁止されています。

違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金と厳しい罰則が定められています。

また、不法投棄に会社に関わった場合には、実行行為者が処罰されるのはもちろん、両罰規定により、会社にも3億円以下の罰金が科せられます。

不法投棄は早期に発見し、早期に止めさせることが大変重要です。

地域で不審な行動を見かけた時は、

産業廃棄物110番 [0120-81-5324] (フリーダイヤル ハイ ゴミ通報) へ情報提供をお願いします。



不法投棄された廃棄物